# 産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険税が軽減されます!

# 対象となる方・受付期間

- 令和 5 年11月 1 日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。 妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

# 国民健康保険税の軽減方法

● その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前 月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相 当分が軽減されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から軽減されます。産前産後期間の保険税が0に なるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

● 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が軽減されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が軽減されます。

令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。



●保険税が軽減された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

#### 届出に必要な書類

- 国民健康保険 産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- ❷届出人の本人確認ができるもの(マイナンバーカードなど)
- ❸母子健康手帳の写し(出産予定日(または出産日)の分かる箇所の写し) ※多胎妊娠の場合は、お子様お一人ずつ写しをご用意ください。

# 届出先

伊那市役所 税務課市民税係 TEL 0265-78-4111 内線2235~2239